

「出港前報告制度」が**2014年3月**から施行されます

サービスプロバイダーの選定はもうお済みですか？ 山九がトータルにサポートをいたします！

出港前報告制度（AFR）とは？

AFR Advance Filing Rules

日本版24時間ルール（通称:JP24）とも言い、日本向けの船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物の積荷情報について、原則として船積港を船舶が**出港する24時間前までに**、詳細情報を電子的に日本税関へ報告することを求める制度です。

テロ行為や国際組織犯罪を未然に防止するため、日本の国際物流におけるセキュリティ・レベルを国際標準まで引き上げる必要があります。そのため、日本税関は早期に海上コンテナ貨物の情報を入手することで、水際における取締りを強化します。

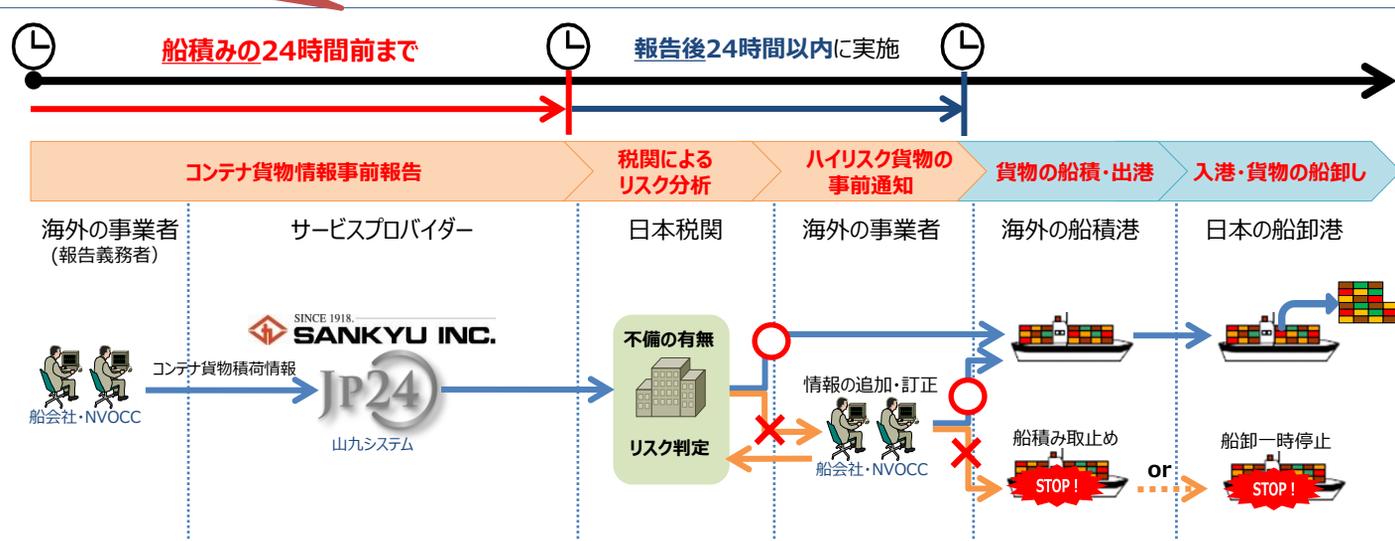


報告義務者がNACCSへ接続して報告するには、自社システムとのゲートウェイ接続（EDI構築）か、またはサービスプロバイダーとの契約が必要となります！

報告者や罰則は？

報告義務者	輸出側 船会社	船会社が把握している積荷情報（マスターB/Lをもとにした積荷情報）
	輸出側 NVOCC	NVOCCが把握している積荷情報（ハウスB/Lをもとにした積荷情報）
報告方法		NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を活用した電子的報告
罰則		報告義務に違反した場合、積荷をおろせない （関税法第16条）
		報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（関税法第114条の2）

新制度でどう変わる？



山九の サービス紹介

本制度に準じた報告がスムーズに行えない場合、予定通りに日本に積荷を降ろせないリスクもございます。日本での通関実績が豊富な弊社では、輸入通関作業やCFS作業などの物流サービスのご提供も可能です！

1 安心のAEO業者

山九は日本の通関制度やNACCSを熟知したAEO業者です。データ送信のご提供だけでなく、本制度に関するご説明や物流業者としてのきめ細かいサービスをいたします。



2 選べる送信方法

お客様の活用方法に合わせて、入力方法をご相談に応じます。

- ①WEB画面 JP24 への直接入力
- ②EXCELやCSVのアップロード
- ③お客様のシステムとのEDI構築
- ④入力代行



3 ID代理申請無料

サービスプロバイダー（SP）経由の接続で報告する場合は、事前に申請者IDを取得する必要があります。複数のIDを取得する場合や、申請方法を煩雑に感じるお客様には、山九が無料で代行します。



他にも充実なサポート



もちろん、お客さまの情報はしっかりガード！

- ◆ 日本税関からのリスク分析結果をメールにてお客様にお知らせします。
- ◆ 豊富な照会機能をご用意しております。
- ◆ 24時間メールサポートとヘルプデスクをご用意しております。

データ送信方法



※エスコ・ジャパン株式会社は山九株式会社の協力会社です

弊社の出港前報告制度に関するサービスはHPでもご覧いただけます。

JAPANESE <http://webciss.sankyu.co.jp/portal/j/>

ENGLISH <http://webciss.sankyu.co.jp/portal/e/>

CHINESE <http://webciss.sankyu.co.jp/portal/c/>

ご不明な点や詳しくお知りになりたい点などございましたら、メールにてお気軽にお問合せください。

お問い合わせ



サン キュウ — SINCE1918.

山九株式会社

ロジスティクス・ソリューション事業本部 企画部



afr@sankyu.co.jp